

第1回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	報 告	予 算	条 例	計
件 数	1	1	1	3

(2) 議案の名称

<報告>

報告第 3 号 専決処分について（尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例） … 5

<予算>

議案第 69 号 令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第1号） … 9

<条例>

議案第 70 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について …11

2 その他の報告

(1) 令和6年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

27事業 3,705,375千円

(2) 令和6年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し

5事業 257,348千円

(3) 令和6年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

1事業 513,417千円

(4) 令和6年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業 17,836千円

(5) 令和6年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

3事業 675,704千円

(6) 令和6年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

2事業 2,274,548千円

(7) 令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用

1 事業 781,658千円

第 1 回尼崎市議会臨時会

議 案 説 明 資 料

<令和7年7月臨時会>

種 別	報告	番 号	報告第 3 号	所 管	選挙管理委員会事務局																		
件 名	専決処分について（尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例）																						
内 容																							
1 専決理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 2 0 0 号)の施行により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラ及びポスター作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、尼崎市長及び尼崎市議会議員の選挙における当該経費に係る規定について、条例改正を行う必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもの。																							
2 専決処分日 令和 7 年 6 月 5 日																							
3 専決内容 (1) 選挙運動用ビラの作成に係る 1 枚あたりの公費負担限度額の引上げ 限度額を「7 円 7 3 銭」から「8 円 3 8 銭」に改める。 (2) 選挙運動用ポスターの作成に係る 1 枚あたりの公費負担限度額の引上げ ア 選挙区のポスター掲示場数が 5 0 0 を超える場合 限度額を 1 枚あたりの印刷費に選挙区のポスター掲示場数（以下「掲示場数」という。）のうち、5 0 0 を超える数を乗じて得た金額に、企画費等を加え、掲示場数で除した金額としているところ、当該印刷費及び企画費等について、下記の表のとおり改める。 <table><tr><td></td><td>改正後</td><td>現 行</td></tr><tr><td>印刷費</td><td>3 0 円 7 3 銭</td><td>2 8 円 3 5 銭</td></tr><tr><td>企画費等</td><td>6 0 9 , 6 9 0 円</td><td>5 8 6 , 9 0 5 円</td></tr></table> (※企画費等は企画費及び掲示場数が 5 0 0 以下の場合の 1 枚あたりの印刷費に 5 0 0 を乗じて得た金額) イ 選挙区のポスター掲示場数が 5 0 0 以下の場合 限度額を 1 枚あたりの印刷費に掲示場の数を乗じて得た金額に、企画費を加え、掲示場数で除した金額としているところ、当該印刷費及び企画費について、下記の表のとおり改める。 <table><tr><td></td><td>改正後</td><td>現 行</td></tr><tr><td>印刷費</td><td>5 8 6 円 8 8 銭</td><td>5 4 1 円 3 1 銭</td></tr><tr><td>企画費</td><td>現行どおり</td><td>3 1 6 , 2 5 0 円</td></tr></table>							改正後	現 行	印刷費	3 0 円 7 3 銭	2 8 円 3 5 銭	企画費等	6 0 9 , 6 9 0 円	5 8 6 , 9 0 5 円		改正後	現 行	印刷費	5 8 6 円 8 8 銭	5 4 1 円 3 1 銭	企画費	現行どおり	3 1 6 , 2 5 0 円
	改正後	現 行																					
印刷費	3 0 円 7 3 銭	2 8 円 3 5 銭																					
企画費等	6 0 9 , 6 9 0 円	5 8 6 , 9 0 5 円																					
	改正後	現 行																					
印刷費	5 8 6 円 8 8 銭	5 4 1 円 3 1 銭																					
企画費	現行どおり	3 1 6 , 2 5 0 円																					
4 施行期日 公布の日																							

尼崎市選挙公営条例

改正後	現 行
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払 手続) 第6条の4 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて4,000枚（長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000枚。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額) 第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚）を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第9条 略 (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609, 690円</u>を加えた金額を当該選挙	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払 手続) 第6条の4 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて4,000枚（長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000枚。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額) 第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚）を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第9条 略 (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586, 905円</u>を加えた金額を当該選挙

区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。次号において同じ。） (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88</u> 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。次号において同じ。） (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31</u> 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

<令和7年7月臨時会>

種 別	予算	番 号	議案第 6 9 号	所 管	各事業所管課																				
件 名	令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）																								
内 容																									
1 補正予算の内容 お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布することにより、家計における食費の負担軽減を図るほか、農業公園の再整備における整備内容の変更に伴い、補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。																									
2 補正予算の規模 (単位：千円) <table><tr><td>現在予算額</td><td>補正予算額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>242, 470, 000</td><td>890, 954</td><td>243, 360, 954</td></tr></table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	242, 470, 000	890, 954	243, 360, 954														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																							
242, 470, 000	890, 954	243, 360, 954																							
3 歳入歳出補正予算額 (単位：千円) <table><tr><td colspan="2">歳 入</td><td colspan="2">歳 出</td></tr><tr><td>款</td><td>補正予算額</td><td>款</td><td>補正予算額</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>252, 892</td><td>総務費</td><td>853, 118</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>638, 062</td><td>農林水産業費</td><td>37, 836</td></tr><tr><td>合 計</td><td>890, 954</td><td>合 計</td><td>890, 954</td></tr></table>						歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	252, 892	総務費	853, 118	繰越金	638, 062	農林水産業費	37, 836	合 計	890, 954	合 計	890, 954
歳 入		歳 出																							
款	補正予算額	款	補正予算額																						
国庫支出金	252, 892	総務費	853, 118																						
繰越金	638, 062	農林水産業費	37, 836																						
合 計	890, 954	合 計	890, 954																						

補正予算の内容

(1) 物価高騰対策生活応援事業費等	853,118 千円
お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布する。 ・配布数：1世帯あたり5枚(2,200円分) ・対象者：令和7年7月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている世帯 ・スケジュール：9月中旬以降 順次発送	
(2) 農業公園魅力向上事業費	37,836 千円
農業公園の再整備における整備内容の変更に伴い、予算を増額する。	

費目別事業概要

総務費 853,118 千円

職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員） 3,018 千円

お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布する。

その他諸経費 100 千円

お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布する。

物価高騰対策生活応援事業費 850,000 千円

お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布する。

農林水産業費 37,836 千円

農業公園魅力向上事業費 37,836 千円

農業公園の再整備における整備内容の変更に伴い、予算を増額する。

<令和7年7月臨時会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 0 号	所 管	保育企画課
件 名	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 4 7 号）の制定により、令和 8 年度から全ての自治体で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が義務付けられた。 これに伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、所要の整備を行う。					
2 改正内容 本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、国が示す基準を基本としつつ、独自規定を定めることにより、従前からの保育施設等に係る本市の基準に準じた内容とする。 【独自規定】 (1) 暴力団排除に関する規定 (2) 非常災害対策に関する規定 (3) 事故防止・事故発生時の措置に関する規定 (4) 関係機関との連携に関する規定 (5) 研修計画・職員の資質向上に関する規定 (6) 救命講習受講者の配置に関する規定 (7) 余裕活用型の設備及び職員の基準に関する規定					
3 施行期日 公布の日					

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準) 第6条 法第34条の16第1項の条例で定める<u>基準</u>(家庭的保育事業等に係るものに限る。)は、次項から第6項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第7条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。 (乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準) 第7条 法第34条の16第1項の条例で定める<u>基準</u>(乳児等通園支援事業に係るものに限る。)は、次項から第4項までに規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下この条において「府令」という。)に定める<u>基準</u>(府令第6条及び第25条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。 2 一般型乳児等通園支援事業(府令第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)を行う者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの(以下この項において「指定講習」という。)を修了した者(指定講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。以下この項において「指定講習修了者」という。)をその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所に常時配置するよう努めなければならない。ただし、当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園(就学前の子どもに関す	(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準) 第6条 法第34条の16第1項の条例で定める<u>基準</u>は、次項から第6項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第7条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

<u>る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されているとき（市長が必要と認める体制が確保されている場合に限る。）は、この限りでない。</u> <u>3 第3条第3項、第6項及び第7項並びに第5条第3項、第5項及び第6項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、第3条第4項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所について準用する。</u> <u>4 余裕活用型乳児等通園支援事業（府令第20条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所の設備及び運営の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。</u> <u>(1) 保育所（次号に該当する施設を除く。）</u> <u>次条並びに付則第4項及び第5項に規定する基準（保育所に係るものに限る。）</u> <u>(2) 認定こども園（次号に該当する施設を除く。）</u> <u>尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号。以下「認定こども園条例」という。）</u> <u>第3条及び付則第2項に規定する要件</u> <u>(3) 認定こども園法第2条第7項に規定する</u> <u>幼保連携型認定こども園 認定こども園条例第4条に規定する基準</u> <u>(4) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所 前条に規定する基</u>	
---	--

<u>準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</u> <u>第8条</u> 略 付 則 （保育所の設備及び運営の基準の特例） 4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所（満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。）又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。	<u>第7条</u> 略 付 則 （保育所の設備及び運営の基準の特例） 4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所（満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。）又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。
--	--